



情報

ともすけ共済出張受付開催

ともすけ共済加入申込み・請求の出張受付を開催します。加入先着50名様には、かおる堂ともすけサブレをプレゼントします。

◆開催場所

いとく大館ショッピングセンター 1階 イートインスペース

◆開催日時

令和7年2月16日(日)
10時～15時(予定)

◆お問い合わせ先

秋田県市町村総合事務組合
(TEL 018-888-0220)

小坂町ふるさと納税返礼品説明会

町では現在、ふるさと納税返礼品の提供事業者を募集しています。これまでも返礼品を提供いただいている事業者や団体の皆さんはもちろん、次年度以降「返礼品を提供してみたい」「興味はあるがどうすればよいかわからない」といった事業者や団体の皆さんも対象にした説明会を開催します。

◆開催日時

3月12日(水)
13時30分～15時

◆開催場所

小坂町役場2階大会議室

◆お問い合わせ先

総務課企画財政班
(TEL 29-3907 / Mail:)

kikaku@town.kosaka.akita.jp



自動車の廃車手続きについて

車をスクラップに出した方これから出す予定の方、長期間乗っていない車がある方は、忘れずに廃車の手続きをしましょう。4月に入ると自動車税が発生してしまいます。3月末は大変混雑しますので早めの手続きをお願いします。

◆必要書類

- ①車検証
- ②ナンバー2枚
- ③所有者の印鑑証明書
- ④所有者の委任状又は実印
- ⑤住民票(住所変更している場合)

軽自動車

- ①車検証
- ②ナンバー2枚
- ※その他必要書類がある場合合もありませんのでお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

(一社)鹿角交通協会
(TEL 0186-233-3134)

自動車の登録手続き年度末を待たずにお早めに！

年度末、運輸支局の自動車検査・登録窓口は、例年大変混み合います。特に3月中旬以降は、自動車税課税基準日(4月1日)前に名義変更や抹消登録手続きを行う方々による駆け込み申請及び車検車両

の増加により大変混雑し、申請者の皆様には長時間お待ちいただく状況になっていきます。自動車の諸手続きを予定の方は、年度末前の比較的混雑の少ない3月上旬ごろまでに手続きされますようお願いいたします。

◆お問い合わせ先

東北運輸局秋田運輸支局
(TEL 050-15540-2012)

小坂交番からのお知らせ 大丈夫ですか？屋根の雪、雪下ろしは慎重に！

転落死亡事故の約6割は、屋根からの転落が原因です。

◆普段の除雪も要注意

- 除雪した雪は道路に出さず、指定された場所に捨てましょう。
- 煙突や灯油、ガスの配管に異常が無い点検をしましょう。

○積雪により倒壊する恐れのある施設には近づくかないうちにしましょう。

◆除雪機の使用は油断せずに

- 機械に巻き込まれやすい服装での作業はやめましょう。
- 周囲の人の動きに注意しましょう。

◆屋根の雪下ろしは重大事故に直結

- 自宅の雪下ろし等を行う際には複数人で作業しましょう。
- 命綱をつけ、ヘルメットを着用し、滑りにくい履き物で作業しましょう。

鹿角の医療について話し合いませんか

鹿角の医療と福祉を考える市民市民の会では、月に1回「幹事会」を開催しています。幹事会は、どなたでも参加できる自由な話し合いの場です。お気軽にお越しください。

◆日時

2月18日(火)
18時30分～20時30分

◆場所

鹿角市文化の杜交流館モッセ 会議室1

◆お問い合わせ先

鹿角の医療と福祉を考える市民市民の会
(TEL 0186-222-7166)

「多重債務相談窓口」のご案内

東北財務局秋田財務事務所では、自らの収入で返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。

相談者が抱える借金の状況をお聞きするとともに、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。相談は無料です。お電話のみでも可能です。

◆時間

月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)
①8時30分～12時
③13時～16時30分

◆窓口・お問い合わせ先

財務省秋田財務事務所財務課
「秋田市山王7丁目1-4 秋田第二合同庁舎3階」
(TEL 018-862-4196)

「B型肝炎訴訟 無料電話相談」

◆日時

3月15日(土)
10時～18時

◆内容

B型肝炎被害対策東北弁護士団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います(通話料はかかりません)。

◆対象

B型肝炎患者またはそのご家族(患者が亡くなっている場合は、その相続人)

◆B型肝炎訴訟とは？

幼少時の集団予防接種によりB型肝炎に感染したと認められる患者に対し病態に応じて50万円～3600万円の給付金等が支払われる制度です。ただし、給付を受けるためには、国を相手に訴訟をして証拠に基づき救済要件に該当することを確認したうえで国と和解等をする必要があります。

◆電話相談窓口

(TEL 022-224-5061 / 022-224-5062)

◆お問い合わせ先

B型肝炎被害対策東北弁護士団事務局
(TEL 0120-76-0152)